



福岡医発第 3505 号 (地)
令和 5 年 3 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

陽性者登録事業の対象者の一部変更について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記事業の対象者については、インフルエンザ警報・注意報の発表中においては、合併症のリスクを考慮して「中学生以上」とされているところですが（令和 5 年 1 月 21 日付福岡医発第 2887 号 (地) 参照）、今般、本年 3 月 24 日付でインフルエンザ注意報が解除されたことを受け、対象者を下記のとおり変更する旨、別添のとおり福岡県保健医療介護部より連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、同変更に伴い、本会作成の「新型コロナウイルス感染症検査事業一覧」を一部改正（令和 5 年 3 月 27 日時点）しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 変更点

変更後	変更前
小学 4 年生以上 65 歳未満であること。	中学生以上 65 歳未満であること。

※陽性者登録は、(1) 自己検査等で陽性となった方のうち、(2) 重症化リスクが低いと考えられる (3) 県民の方を対象とされており、その他の要件は変更はありません。詳細な要件については福岡県ホームページを参照ください。

2. 変更日

令和 5 年 3 月 27 日 (月)

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

公印省略

4 疾病第 1 5 2 4 3 号
令和 5 年 3 月 2 4 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会会長
一般社団法人福岡県私設病院協会会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会会長

}

殿

福岡県保健医療介護部長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

陽性者登録事業の対象者の一部変更について（通知）

平素から本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
自己検査等で陽性となった方を対象とした「陽性者登録事業」について、下記のとおり対象を一部変更しますので、通知します。

記

1 変更点

陽性者登録の対象者

変更後	変更前
小学4年生以上 65 歳未満であること。	中学生以上 65 歳未満であること。

※陽性者登録は、(1)自己検査等で陽性となった方のうち、(2)重症化リスクが低いと考えられる (3)県民の方を対象としており、その他の要件について、変更はありません。詳細な要件については、別紙（福岡県ホームページ抜粋）を御参照ください。

2 変更理由

インフルエンザ警報・注意報の発表中においては、合併症のリスクを考慮して陽性者登録の対象を「中学生以上」としていたところ、本日、インフルエンザ警報・注意報が解除となったため。

3 変更日

令和 5 年 3 月 2 7 日（月）

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
企画第 2 班
TEL：0 9 2－6 4 3－3 6 2 4
【県民からの問合せ先】
福岡県キット配付・陽性者登録センター
0 5 0－2 0 1 8－7 5 8 8
※受付時間 9 時～1 8 時（土日祝日含む）

1 陽性者登録の対象者

陽性者登録は、(1)自己検査等で陽性となった方のうち、(2)重症化リスクが低いと考えられる(3)県民の方が対象です。

(1)自己検査等で陽性となった方 とは

【PCR検査等】

- ・無症状者を対象とした無料検査で陽性となった方(参考:[無料検査のページ](#))
- ・上記のほか、医療機関・保健所以外で受検したPCR検査等(LAMP法等の核酸検出法、抗原定量検査を含む)で陽性となった方(高齢者施設・学校等を対象とした市町村事業での検査、自費での検査等)

【抗原定性検査(有症状で検査された方に限る)】

- ・福岡県から配付された抗原定性検査キットで陽性となった方(参考:[キット配付のページ](#))
- ・薬事承認を受けた抗原定性検査キットを薬局等で購入し陽性となった方(参考:[購入方法のページ](#))
- ・上記のほか、薬事承認を受けた抗原定性検査キットを用いた自己検査で陽性となった方(市町村から配付されたキット、職場・学校での検査等)

※正確な診断を行うため、無症状で抗原定性検査を行い陽性となった方は、陽性者登録の対象外です。

※雑貨店やネットショップ等で「研究用」と称して販売されている検査キットは、厚生労働省が承認した医薬品ではなく、陽性者登録の対象外です(参考:[購入方法のページ](#))。

※新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスを同時に検査できる抗原定性検査キットを用いて検査を行い、新型コロナウイルス抗原陽性となった方も、陽性者登録の対象です。

※医師の診断を受けていない方を対象としたものですので、医療機関を受診して診断を受けた方は、登録できません。

(2)重症化リスクが低いとされる考えられる方 とは

以下のア～ウの要件全てを満たす方が対象です。

ア 中学生以上65歳未満であること。

3月27日以降、
「小学4年生以上65歳未満であること。」
に変更となります。

ただし、無料検査等(PCR)を受検された方で、結果通知時点においても無症状の場合は、小学生以下の方でも登録可能です。

イ 基礎疾患などの危険因子を複数持たないこと。

次の因子に1つも当てはまらない、又は当てはまるものが1つだけの場合は登録可能です。

新型コロナウイルスワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみの者も含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下

ウ 妊娠していないこと。

(3)県民の方 とは

原則として県民の方を対象としています。他県の方であっても、帰省・出張・旅行などで福岡県内に滞在中で、引き続き、福岡県内で療養予定であれば、登録可能です。

なお、陽性者登録サイトの「所在地欄」には、福岡県内の滞在場所の住所を入力してください。

事業	薬局での抗原定性検査キットの販売（有料）（R3.10～）	無料検査事業（R3.12～）	抗原定性検査キットの無料配付（R4.8～）	抗原定性検査キットのOTC化（R4.8～）
概要	薬事承認された抗原定性検査キットをより入手しやすくし、家庭等において、体調が気になる場合等にセルフチェックとして自ら検査を実施できるようすることで、より確実な医療機関の受診につなげ、感染拡大防止を図るため、特例的に、新型コロナウイルス感染症に係る抗原定性検査キットを薬局で販売するもの	①ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（停止中） 原則、ワクチン3回目接種未了の無症状の者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組のために必要な検査を無料とする事業 ②感染拡大傾向時の一般検査事業（令和3～4年度の感染拡大傾向時に実施）（R3.12.26 から 当面の間実施） 感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる県民のうち、新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない方が、知事からの検査受検要請に応じて受検する検査を無料とする事業	外来医療のひっ迫に対応するために、薬事承認された抗原定性検査キットを重症化リスクが低いと考えられる有症状者及び濃厚接触者に対し、Web申込み及び診療・検査医療機関等において、受診に代えて配付するもの。	休日・夜間や在宅で抗原定性検査キットを容易に手に入れられるようにしてほしいという国民の期待に応えるため、薬事承認された抗原定性検査キットをネット販売等を可能にするいわゆるOTC化するもの。
対象者	発熱等の感冒症状がある者	①ワクチン3回目接種未了の無症状の者 ②感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる無症状の者	福岡県内在住（長期滞在を含む）の重症化リスクが低いと考えられる有症状者及び濃厚接触者（ 小学4年生 以上65歳未満、基礎疾患などの危険因子を複数持たない、妊娠していない）	発熱等の感冒症状がある者
検査実施場所又は検査キット入手場所	薬局	医療機関、薬局、衛生検査所、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者	キット配付・陽性者登録センター又は診療・検査医療機関（休日夜間急患センター）	薬局・店舗販売業（ネット販売可）
検査の種類	抗原定性検査	・PCR検査・抗原定量検査（唾液、鼻腔拭い液等） ・抗原定性検査（鼻腔拭い液等）	抗原定性検査	抗原定性検査
陽性の場合	【陽性者登録を行う場合】 ○ 以下の要件全てを満たす者（※）は、同検査の結果をもって医療機関を受診せず、陽性者登録センターに陽性者登録することが可能。登録後は同センターが保健所へ患者総数を報告 （※）①軽い症状があること（無症状でないこと）、② 小学4年生 以上65歳未満、③基礎疾患などの危険因子を複数持たない、④妊娠していない 【医療機関を受診する場合】 ○ 上記以外の者等（65歳以上等）が、抗原定性検査キットを用いた自己検査で陽性であった場合は、以下の内容（※）が確認できれば、医師の判断により、同検査の結果をもって医療機関において確定診断とすることが可能。ただし、無症状者の場合は再検査を行う必要がある （※）①受検者に症状があること、②受検者の本人の検査結果であること、③体外診断用医薬品として、薬事承認を受けた抗原定性検査キットを用いていること	【陽性者登録を行う場合】 ○ PCR検査を受け陽性であった以下の要件全てを満たす者（※）は、同検査の結果をもって、医療機関を受診せず、陽性者登録センターに陽性者登録することが可能。登録後は同センターが保健所へ患者総数を報告 （※）① 小学4年生 以上65歳未満、②基礎疾患などの危険因子を複数持たない、③妊娠していない 【医療機関を受診する場合】 ○ 上記以外の者等（抗原定性検査で陽性と判明、65歳以上等）が、PCR検査又は抗原定量検査を受け陽性であった場合は、同検査の結果をもって医療機関において確定診断とすることが可能 抗原定性検査の場合は再検査を行う必要がある	○ 陽性者が陽性者登録センターに登録し、同センターが保健所へ患者総数を報告	【陽性者登録を行う場合】 ○ 以下の要件全てを満たす者（※）は、同検査の結果をもって医療機関を受診せず、陽性者登録センターに陽性者登録することが可能。登録後は同センターが保健所へ患者総数を報告 （※）①軽い症状があること（無症状でないこと）、② 小学4学生 以上65歳未満、③基礎疾患などの危険因子を複数持たない、④妊娠していない 【医療機関を受診する場合】 ○ 上記以外の者等（65歳以上等）が、抗原定性検査キットを用いた自己検査で陽性であった場合は、以下の内容（※）が確認できれば、医師の判断により、同検査の結果をもって医療機関において確定診断とすることが可能。ただし、無症状者の場合は再検査を行う必要がある （※）①受検者に症状があること、②受検者の本人の検査結果であること、③体外診断用医薬品として、薬事承認を受けた抗原定性検査キットを用いていること

※危険因子：
新型コロナウイルスワクチン未接種（ワクチン接種が1回のみのも含む）、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30 以上）、臓器の移植、免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下